

徳島県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 地区名
三野西部地区
- 2 事業名
中山間地域農村活性化総合整備事業
- 3 縦覧期間
令和8年5月29日から
令和8年6月25日まで
- 4 縦覧場所
三好市役所